

令和 2 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 12月定例会付託案件 …………… 1

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 (月曜日)

議会運営委員会会議録

令和2年11月30日 月曜日

午後0時05分開議

午後0時12分閉議（実時間7分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第126号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○本日の会議に出席した者

委員長 福嶋安徳君
副委員長 橋本幸一君
委員 大倉裕一君
委員 金子昌平君
委員 亀田英雄君
委員 田方芳信君
委員 高山正夫君
委員 増田一喜君
委員 村川清則君
委員 山本幸廣君
議長 中村和美君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市長公室

理事兼人事課長 濱田浩介君

○記録担当書記 島田義信君

馬淵宗徳君

（午後0時05分 開会）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、定足数に達しましたので、ただいまから議会運営委員会

を開催いたします。

本日の委員会に付します案件は、お手元に配付のレジュメのとおりであります。

◎議案第126号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○委員長（福嶋安徳君） それでは、当委員会に付託となりました議案第126号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の濱田でございます。

それでは、議案第126号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） どうぞ。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） 議案書は19ページからになります。また、説明につきましては、右肩に「議案第126号関係資料」と書いてあります資料を使って説明させていただきます。

それでは、資料のほうをお願いいたします。

まず、1、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に準じて行われました特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、議会議員の期末手当の支給月数を改定するために必要な条例の改正を行うものでございます。

次に、2、改正の概要を説明させていただきます。期末手当の年間支給月数を現行の3.40月分から3.35月分へ0.05月分引き下げます。

引下げは改正条例の第1条において、令和2年度は12月に支給する期末手当の支給月数を1.70月分から1.65月に改めるよう規定しております。

また、改正条例第2条において、令和3年度

以降は国に準じて6月と12月が均等になるよう、支給月数をそれぞれ1.675月に改めるよう規定しております。

最後に、3、施行期日でございますが、施行期日は2段階に設定されております。

まず、第1条に規定しております令和2年度の12月に支給する期末手当につきましては、公布の日からとしております。

また、第2条に規定しております令和3年度以降に支給する期末手当につきましては、令和3年4月1日からの施行としております。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようですね。

それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（山本幸廣君） 今、説明があったわけですが、改正については賛成ではあります。今の世論の状況を見た中でです。特に民間企業あたりがボーナスが出ないところ、半分出るところ、そしてまた市民の方々からの意見も度々よく聞くわけですが、公務員については、ボーナスの支給、期末の手当等もついてもです。今回については、0.05なんですけども。私たちはボーナスもなかし、といういろんな意見が出て、出ているのが現状だということ。みんなこれはもうですね、把握をしておられると思うんですけども、我々議員の一人としてですね、もう本当に切実な思いです。今回の引下げの額、パーセントについてもですね、もう少し引き下げたほうがよかったんじゃないかなという気持ちを持っておりました。

そういうことで、あえて言えばそのような状

況で、他市の首長なり特別職の方々、30%等たくさんのところですね、引上げ率を上げておられるということですね、大変危惧をしておる中でありますけども、まあ今回についてはやむを得ないかなと思いますけども。そういう心境をですね、市民の心境というのを考えながら、今後ひとつ、このたびについてはですね、このような引下げで賛同しますけども、そういう考え、意見があったということですね、おつなぎをしておきます。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

○委員（亀田英雄君） 1ついいですか。今の関連なんですけど、議員の期末手当もやっぱり議案の提案は執行部提案なんですけど、手前で今のような話を話す機会があればですね、そして、議員の総意としてこの0.05か月という数字を持っていけるようなこともできないもんかなということも感じましたので、意見として出させていただきました。

○委員長（福嶋安徳君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） なければ、これより採決いたします。

議案第126号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) 御異議なしと認め、
そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は、全て終了いたしました。これをもって、議会運営委員会を散会いたします。

(午後0時12分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年11月30日

議会運営委員会

委員長